

答 申

1 審査会の結論

諮問第119号案件「30世教指第835号一式」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和2年10月6日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区教育委員会に対し審査請求書が提出され、同年同月7日に受理された。

趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「30世教指第835号一式」及び「31世教指第1236号一式」の個人情報等開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区教育委員会が令和2年9月8日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、「30世教指第835号一式」の「5発生の状況」欄の（1）、（2）及び（3）の「①当事者・関係者からの事情聴取内容」欄並びに「6 学校及び世田谷区教育委員会の対応措置」欄並びに添付資料の記載の一部（以下「本件非開示部分」という。）を非開示とする決定処分の取消しを求めるというものである。

なお、本件非開示部分には、教職員の服務事故に関して、当事者及び関係者（以下「当事者等」という。）に事情聴取を行った際の証言及び証言により得られた見解等が記載されている。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書、反論書及び提出文書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ① 本件服務事故の事故者の事情聴取部分は、条例第21条第3号但書イ（法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報）に該当すると考える。請求人は、〇〇であるが、事故者が請求人に報告した内容と、目撃していた先生が供述した内容が異なる。当該部分に事故者が事故を起こしたきっかけや心理状態などが書かれているのであれば、その内容を確認した上で、事故者が謝罪するならばその謝罪を聞きたい。
- ② 本件服務事故は、被害を受けた生徒の生命又は健康に影響を及ぼす行為であったと考えられる。指導の際に、事故者が当該生徒の〇〇を認識していたかどうかを確認したい。本件非開示部分の記載から、危険に対する事故者の認識の有無を知ることが、事故者のみならず、同様の体罰事故の再発防止のためにも大切だと思われる。これは、条例第21条第3号但書ロ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報）に該当すると考える。

また、事故者の〇〇に関しては、〇〇のか、あるいは〇〇のか、その原因を明らかにすることが重要であると思われる。その原因によっては、事故者の行為は大変危険な行為になり得るものであり、もし衝動的あるいは無意識的な行為であるのであれば、〇〇の教師としては、不安な状態であると思われる。このような部分を改善してこそ、今後の事故防止にも繋がると考える。

- ③ 条例第21条第6号では、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものを非開示情報として規定しているが、学校及び世田谷区教育委員会の関係者のみで作成され、〇〇に対して聞き取りをしなかった事故報告書は、「率直な意見の交換」や「意思決定の中立性」が保たれているとは言い難い。
- ④ 本件処分によって開示された事故報告書には誤りが散見しており、その一つとして〇〇が間違っていることが挙げられる。当時の校長は、請求人が提出した〇〇を勘違いしたまま、〇〇をもとに事故者に事情聴取をした可能性があり、事故者の聴取内容又は事実確認が、残された証拠ありきで作成されていた可能性があるかと推測される。事故報告書の誤りの部分の訂正のためにも、本件非開示部分を開示するべきである。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件非開示部分につき、条例第21条第7号ニ（行政運営情報）に該当するとして本件処分を行った。

実施機関が本件処分について、弁明書、意見書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおり要約される。

- (1) 条例第21条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報等を開示しなければならない。」と規定している。

同条第7号では、非開示情報を「実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

そして、同条第7号ニでは、前述の「次に掲げるおそれ」の一つとして、「人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

- (2) これを本件処分についてみると、本件請求対象文書は、〇〇において教職員の服務事故であると思料される事案が発生したことにより作成された報告書及び連絡票である。

請求人は、本件請求対象文書である、「平成30年11月14日付起案30世教指第835号「教職員の服務事故について（報告）」一式のうち、「5 発生状況」欄の（1）、（2）及び（3）の「①当事者・関係者からの事情聴取内容」欄並びに「6 学校及び世田谷区教育委員会の対応措置」欄並びに添付資料（〇〇）の記載の一部」についての開示を求めている。

当該部分には、当事者等に事情聴取を行った際の証言及び証言により得られた

見解等が詳細に記載されている。

当事者等の保護の観点から、聴取内容は秘匿性の高い情報であるとともに、実施機関として事実関係を正確かつ客観的に把握する必要があることから、聴取内容は公にされないものとして取り扱う旨、聴取を受ける当事者等に事前に約束しているものである。このような中で当該部分を開示すると、当事者等との信頼関係を損なうこととなり、ひいては、今後、今回と同様の事案が発生した場合、不利益を恐れた当事者等が事情聴取に応じなかったり、虚偽の申告を行ったりと、実施機関が報告書を作成するために必要な正確な事実関係を把握できなくなるものが考えられる。

したがって、当該部分を開示すると、人事管理の公正さが損なわれるおそれがあるから、条例第21条第7号ニに該当するものとして実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

- (3) 次に、請求人は、〇〇であることを理由に当該部分の開示を求めている。これは、請求人が、〇〇であることを示し、その立場から当該部分について「知る権利」があるので、非開示部分が開示されるべきと主張するものと解される。

確かに、条例第21条本文のとおり、保有個人情報等の開示請求に対しては開示が原則となるものの、実施機関が保有する個人情報等の中に、開示することにより区政の公正な執行を妨げるおそれがあるもの等の非開示事由が記載されている場合には、条例第21条各号により例外的に非開示とすることを規定している。

請求人が〇〇であったとしても、上記(2)のとおり、実施機関は条例第21条第7号ニに該当することを理由に本件処分を行っていることから、請求人の主張には理由がない。

- (4) 以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件審査請求対象文書について

本件請求対象文書は、「30世教指第835号一式」及び「31世教指第1236号一式」の2点と認められる。一方、上記2(1)のとおり、請求人は、審査請求書において上記2点の本件請求対象文書のうち、「30世教指第835号一式」の本件非開示部分の開示を求めているため、本件審査請求対象文書は、「30世教指第835号一式」の1点と認められる。なお、実施機関は本件処分で、「30世教指第835号一式」のうち、事故者の生年月日及び年齢の部分を条例第21条第3号(開示請求者以外の個人情報)に該当するとして非開示としているが、請求人は当該部分を審査請求の対象としていないため、審査を行わない。

次に、実施機関は本件処分において、本件非開示部分を非開示とした理由につき、条例第21条第7号ニ(行政運営情報)に該当する旨を主張している。よって、当審査会は、以下のとおり、本件非開示部分が条例第21条第7号ニに該当するか否か判断する。

また、請求人は、本件非開示部分が条例第21条第3号但書イ及びロに該当し開示すべき旨主張していることから、この点についても判断する。

さらに、請求人は、事故報告書の誤りの訂正のために本件非開示部分を開示すべきである旨も主張していることから、この点についても判断する。

(2) 条例第21条第7号ニの該当性について

本件審査請求対象文書を当審査会が見分したところ、本件非開示部分には、教職員の服務事故に関して、当事者等に事情聴取を行った際の証言及び証言により得られた見解等が詳細に記載されていることを確認した。これらの情報は、教職員への処分の必要性や軽重を判断する基礎となるものであり、実施機関の人事管理に係る重要な文書であるといえることができる。

なお、当該文書の作成にあたっては、実施機関として正確な事実関係を把握することがとりわけ重要であるため、学校長及び教育委員会が事故の当事者等へ詳細に事情聴取を行っている。この聴取において、当事者等の発言内容を保護する必要があることはもとより、そもそも聴取の内容は秘匿性が高く公にされないものとして取り扱う旨、聴取を受ける当事者等に事前に説明し、約束したうえで学校長等が実施しているものである。

実施機関が主張しているとおり、本件非開示部分を開示した場合、関係者等との信頼関係を損なうこととなり、ひいては、今後、実施機関において今回と同様の事案が発生した場合に、不利益を恐れた当事者等が事情聴取に応じなくなるおそれや、事情聴取の際に当事者等が事実の過少申告や虚偽申告を行う等のおそれがあり、実施機関が的確な報告書を作成し公正な人事管理を行うために必要不可欠な正確な事実関係を把握できなくなることが考えられる。

よって、本件非開示部分を開示すると、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがあり、条例第21条第7号ニに該当すると認められる。

(3) 条例第21条第3号但書イ及びロの該当性について

条例第21条第3号では、「開示請求者以外の個人情報等又は開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。ただし、同条同号但書において、同条同号本文が規定する非開示情報から除外するものとして、イ、ロ及びハを規定している。

これを本件処分についてみると、まず、実施機関は、本件非開示部分が条例第21条第7号ニに該当することを理由に本件処分を行っており、条例第21条第3号に該当することは理由としていないため、請求人の主張は失当である。

次に、実施機関は本件処分条例第21条第3号を非開示理由とはしていないものの、当審査会が審査したところ、本件非開示部分には、上記3(2)の実施機関の説明のとおり、当事者等に事情聴取を行った際の証言及び証言により得られた見解等が詳細に記載されていることを確認した。これらの情報は、条例第21条第3号が定める開示請求者以外の個人情報ではない。よって、例外的開示事項を定めた同条同号但書に該当するか否かを審査するまでもなく、請求人の主張に理由がないと判断する。

よって、本件非開示部分が条例第21条第3号但書イ及びロに該当し開示すべ

きとする、請求人の主張は認められない。

#### (4) 事故報告書の誤りの訂正について

請求人は、事故報告書の誤りの訂正のために本件非開示部分を開示すべきである旨主張している。しかし、本件処分において、当該事故報告書のうち、当事者等に事情聴取を行った結果、実施機関が確認した事故発生の経緯及び事実並びに実施機関の対応措置の部分は概ね開示されている。よって、請求人は、当該部分について事実には誤りがあると思料する場合には、実施機関に対し任意の訂正を求め、又は条例第29条に基づく保有個人情報等の訂正請求を行うことができるため、事故報告書の誤りの部分の訂正のために本件非開示部分を開示すべきであるとする請求人の主張は認められない。

したがって、以下、牛嶋仁委員の意見があるほか、「1 審査会の結論」のように判断する。

#### (牛嶋仁委員の意見)

私は、本件答申に賛成するが、条例第21条第7号ニの解釈に関連して意見があるので、以下に述べる。

条例は、個人情報の「収集、管理並びに利用及び提供の適正を期するとともに、区民の自己に関する個人情報等の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、区民の基本的な人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする」と定めている（第1条）。

そして、区民は、条例に基づき、実施機関に対し、自己に関して実施機関が保有する個人情報の開示を請求することができ（第19条）、実施機関は、条例が定める非開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない（第21条本文）。

このことから、同号ニに基づいて開示請求に係る当該保有個人情報を非開示とすることができるのは、「人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（下線は、牛嶋仁委員による。）がある場合に限られる。

したがって、人事管理に係る事務自体の公正さに疑念が生じる場合には、非開示を支える正当な理由がなくなり、ひいては同号ニに基づいて非開示とすることができない場合がありうることになる。

本件は、以下の2点において特異な事例であったと考えられる。第1に、本件サービス事故に関する校長（当時、以下同様）の報告が遅れたため、世田谷区教育委員会から東京都教育委員会に報告書が提出されたのは、最初のサービス事故発生から約2年6か月後であった。第2に、校長及び世田谷区教育委員会は、本件サービス事故が体罰にあたると理解していた（事故報告書等、すなわち、本件審査請求対象文書開示部分参照。）ことから、「学校に勤務する教職員の事故発生にかかる状況報告書作成要領」（平成8年8月5日付8教人職第311号。以下「要領」という。）四（一）イに基づき、校長は、本人及び保護者の事情聴取を行うべきであったと考えられるところ、それを実施せず、世田谷区教育委員会もそれについて特に指導をしなかった。

本件では、偶然に目撃者がいたこと、保護者からの自主的な情報提供があったこと、目撃者の陳述が保護者からの情報を含む他の情報と齟齬がなかったことなどから、上記

事情聴取のないことが事故報告書の核心を左右するほどの違法不当を招かなかつた（本答申のとおり、なお必要と考える場合、請求人は、条例に基づき事故報告書の訂正を請求すること等ができる。）。しかしながら、要領は、服務事故に関する正確な事実認定のための手続として、東京都教育委員会教育長が実施機関の行為規範として示したものであり、その適切な運用は、児童又は生徒の権利保護、公正な人事管理、及び信頼される区政の実現に資することから、その趣旨に適った運用をすべきである。

以下は、要領の関係部分である（下線は、牛嶋仁委員が付したものである。）。

#### 四 事情聴取の留意事項

##### （一） 体罰事故の場合

ア 当事者及び関係者からの事情聴取に基づき事実を正確かつ客観的に記述する。

イ 事情聴取は、必ず、体罰を加えた者及び体罰を受けた児童・生徒の双方から行い、必要な場合は目撃した児童・生徒、教職員等の関係者からも事情聴取を行うこと。

なお、体罰を受けた児童・生徒及び目撃者である児童・生徒から事情聴取を行う際には、児童・生徒の発達段階や心理状況に配慮して、

（ア） 当該児童・生徒に信頼されている担任教諭や保護者を同席させる。

（イ） 保護者や代理人からも聴取を行う。

（ウ） 必要に応じて事実の解明のために文書を提出してもらう。

等、適切な方法を工夫すること。

また、これらの者からの聞き取りの内容で、事実関係について異なる指摘がある場合は、その旨をあわせて報告すること。

## 5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和3年2月15日	(諮問第119号) ・審査庁(世田谷区教育委員会)から諮問を受けた。
令和3年3月22日	(令和2年度第7回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。
令和3年4月19日	(令和3年度第1回審査会) ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和3年5月17日	(令和3年度第2回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和3年6月21日	(令和3年度第3回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和3年7月12日	(令和3年度第4回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年1月18日	(令和3年度第8回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年2月10日	(答申第119号) ・審査庁(世田谷区教育委員会)に答申した。